



大 監 収 第 2 2 号
令和5年12月25日

請 求 人 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊 行
東大和市監査委員 中 村 庄一郎

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

令和5年11月6日に受理した住民監査請求（東大和市職員措置請求）について、
地方自治法第242条第5項の規定により、監査した結果を別紙のとおり通知します。
なお、本監査結果につきましては、同条同項の規定に基づき公表いたします。

住民監査請求に係る監査結果

東大和市監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

省 略

2 請求書の提出日

令和5年11月6日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨（請求書の原文のとおり）

2023年1月6日、東大和市長（担当課：総務部文書課）が弁護士橋本勇に対して行った1,188,000円の公金の支出は違法である。

本件は、東大和市を被告とした損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所[]「令和2年[]号」）に係る同訴訟（東京高等裁判所令和4年[]号）の報酬金として、橋本弁護士から2022年11月21日付の請求があり、東大和市が同訴訟事務委託の成功報酬として2023年1月6日付で支払いに応じたものである。

しかし、前記訴訟の確定判決（最高裁判所[]令和5年[]号・令和5年[]号）が出たのは2023年8月4日である。民事・刑事を問わず確定判決を得るまでは訴訟は終結しておらず、この段階で弁護士に成功報酬を支払うことは公金の違法な支出にあたる。

東大和市は1,188,000円及び2023年1月6日以降得るべきであった利子分について損害を受けた。よって、同市は直ちに橋本弁護士に支払った1,188,000円の返還を求め、2023年1月6日から返還済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求しなければならない。

なお、市長は違法な支払いの事実について市民に公表、謝罪するとともに、改めて再発防止の観点から適正な処分、目に見える具体策を講じるべきである。

※令和5年11月9日に請求書の補正が行われたため、上記内容は補正を反映したものである。

(2) 措置要求の内容

- ① 東大和市は、橋本弁護士に支払った1,188,000円の返還を求めるとともに、2023年1月6日から返還済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求すること。
- ② 市長は違法な支払いの事実について市民に公表、謝罪するとともに、改めて再発防止の観点から適正な処分、目に見える具体策を講じること。

(3) 請求書に添付の事実証明書

- ① 2022（令和4）年11月21日付の橋本勇弁護士からの請求書の写し
- ② 2022（令和4）年11月21日決定の文書課発行の支出命令票の写し
- ③ 2023（令和5）年■■■■「調書（決定）」最高裁判所■■■■の写し

4 請求の要件審査

監査委員は、令和5年11月14日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することと決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

東大和市が、令和5年1月6日に橋本勇弁護士に支払った1,188,000円の成功報酬が違法な公金の支出であるかを監査対象事項とする。

2 監査対象部署

総務部文書課

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第7項の規定に基づき、令和5年11月28日及び令和5年12月13日に、請求人に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人から新たな証拠の提出はなく、また、出席できない旨の意思表示がされた。

また、市長から弁明書などの提出を受けるとともに、令和5年12月13日に文書課などの職員から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

本件請求についての結果は、合議により次のように決定した。

本件請求は、理由がないことから棄却とする。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

請求人からの提出書類及び陳述、監査対象部署からの提出書類及び陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事項を確認した。

(1) 要旨の確認

本請求の要旨は、「東大和市が令和5年1月6日に支払った1,188,000円の返還及び令和5年1月6日から返還されるまで年5分の割合による金員の支払いを橋本弁護士に求めること。」であると請求人に確認した。

(2) 本件支払における事実経過

① 東大和市長は、令和4年7月4日付けで東京平河法律事務所弁護士橋本勇と「東京高等裁判所令和4年[]号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約書」（以下「委託契約書」という。）を締結している。

なお、委託期間は、「契約締結日から控訴審が終了する日まで」とされている。

② 委託契約書に基づき、橋本弁護士からの請求により着手金として、令和4年8月12日に594,000円を支払っている。

③ 令和4年[]号損害賠償請求控訴事件について、令和4年[]に「主文：本件控訴を棄却する。」と判決言渡が行われる。

④ 上記③が行われたことに伴い、委託契約書に基づき、令和4年11月21日に協議書を締結し、また、橋本弁護士からの請求により、審査の後、支出命令票を作成し令和5年1月6日に1,188,000円が支払われている。

⑤ 上記③が行われた後、本件は最高裁判所に対して上告されたが、東大和市長は、最高裁判所への上告に際しては弁護士との委託契約は行っていない。

2 監査対象部署の説明

委託契約書に基づく支払いについて

請求人は、請求の要旨第3段落において、「民事・刑事を問わず確定判決を得るまでは訴訟は終結しておらず、この段階で弁護士に成功報酬を支払うことは公金の違法な支出にあたる」旨を述べている。

しかし、本件の委託契約は、委託契約書第1条及び第2条に規定するとおり、東京高等裁判所令和4年[]号損害賠償請求控訴事件に係る契約であって、その契約内容に、同控訴事件の上告審における訴訟委任までを含むものではない。よって、委託契約書第3条第2項の規定は、同控訴事件の委託事務の終了に伴う成功報酬の支払いについて規定したものであって、本件の成功報酬の支出については、何ら契約上の違反はない。

また、民法（明治29年法律第89号）第643条の規定に基づく委任を行うに当たり、その契約内容をどのようにするかについては、依頼者と受任弁護士との間で自由に決めることができるものである。よって、委託契約書において、東京高等裁判所令和4年[]号損害賠償請求控訴事件に限って訴訟委任を行う

こととしたことについても、何ら違法な点は見られない。

以上のとおり、違法又は不当な財務会計行為及び財務に関する怠る事実、何ら存在しない。

なお、陳述において、「東大和市は、最高裁判所への上告に際しては、書面提出を求められるなど弁護士に訴訟事務を委託する必要がなかった。」と説明があった。

3 監査委員の判断

東大和市長が、弁護士と委託契約を締結した委託契約書においては、東京高等裁判所令和4年[]号損害賠償請求控訴事件に係る事案としており、契約期間は契約締結日から控訴審が終了する日までとなっている。

また、本件は最高裁判所に対して上告されたが、東大和市は、最高裁判所への上告に際しては橋本弁護士との委託契約は行っていない。

さらに、東大和市会計事務規則第45条に基づき、契約の履行の確認後、法令又は契約に違反する事実がないかを調査した上で、提出された債権者の請求書を支出命令票に添付し、適切に支払いがされている。

このことから、請求人が主張する、最高裁判所の判決が出るまでは訴訟は終結しておらず、高等裁判所の判決の結果をもって成功報酬を支払うことが違法な支出にあたることには理由がないと判断する。

なお、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第14条において準用する第6条において、適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払うこととなっている。しかしながら、令和5年1月6日に支払った1,188,000円については、債権者の承諾を得てはいるが、令和4年11月21日に支払請求を受領してから30日を超えた支払となっている。今後は、法律の趣旨に基づき適切に事務を実施し、支払を行うよう要望する。